

## 施工時期が真夏日となる場合の現場管理費補正の試行要領（水道施設工事）

### 1 試行対象

#### （1）適用範囲

公告日が令和3年11月29日以降となる工事を対象とし、受注者が経費補正を希望した場合とする。

#### （2）対象工事

- ・水道事業実務必携を適用して積算している工事
- ・主たる工種が屋外作業である工事（ただし、本試行においては機械設備工事、建築工事は対象外とする。）

### 2 用語の定義

#### （1）真夏日

真夏日は、以下のいずれかの日とする。

- ① 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の日最高気温が30度以上の日。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。
  - ② 環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度以上となる日
- ※ ①、②により難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。計測に要する費用は受注者の負担とする。

#### （2）現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

#### （3）現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

#### （4）対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をさす。ただし、現場完成日が工期末日の20日前を超える場合は、工期末日の20日前までとする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### （5）真夏日率

真夏日率<sup>\*1</sup>＝対象期間中の合計真夏日日数÷対象期間

※1 真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

### 3 計測・報告について

#### （1）真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法

工事着手前に施工計画書へ工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載して監督員に提出し承諾を受けること。

(2) 計測結果及び実施報告書の提出

受注者は、しゅん工届提出日を含めた 20 日前までに、以下の報告書を監督員に提出するものとする。

- ① 真夏日率等算定表
- ② 最高気温観測結果

4 積算方法

(1) 施工時期が真夏日となる場合の現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

真夏日に伴う補正値 (%) <sup>※4</sup> = 真夏日率 × 1.2 (補正係数)

※4 真夏日に伴う補正値 (%) は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(2) 現場管理費の算出

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 『施工地域を考慮した現場管理費の補正』の補正係数) + 『施工時期、工事期間等を考慮した補正』の補正値<sup>※5</sup>)

※5 「真夏日に伴う補正」が「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」と重複する場合は、最高 2% とする。

附則

この要領は、令和 3 年 11 月 29 日以降に公告する工事に適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 9 日以降に公告する工事に適用する。